

利用者負担額（保育料）の見直しについて

1. 利用者負担（保育料）

- ・国が定める利用者負担の基準額を限度として市町村が決定している。（本市においては国が定める利用者負担の56.2%（平成29年度決算））
- ・保育料は、お子さんの年齢や、世帯の収入状況に応じて決定 （応能負担）。

2. 前回改正（平成28年度）の視点と内容

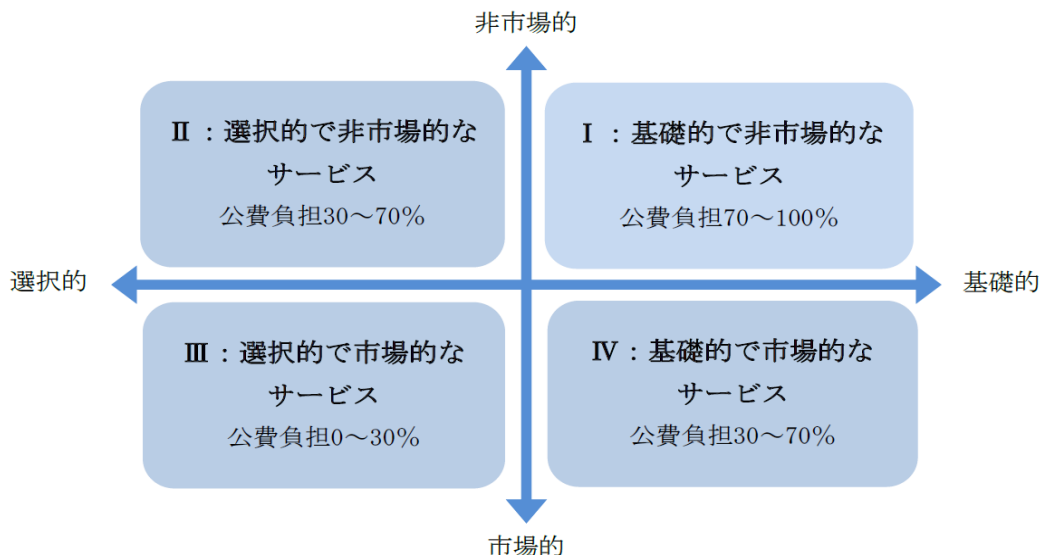
- ・ 保育事業の継続性を考慮
- ・ 認可保育所以外の施設や在宅で子育てしている世帯との公平性
- ・ 将来的には、国が定める利用者負担の100%を目指す。
- ・ 定期的な見直しを図る。

◆改正内容：改定率はおおむね20% 階層区分14区分→25区分へ細分化

3. 市の計画での位置づけ

◆使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改訂版）

- ・ 受益者負担の割合は、サービスの目的や機能について、公共性や日常生活上の必要性の強弱、民間サービスの有無等から2つの基準を組み合わせる2つの基準を組み合わせる4区分に分類する。



⇒保育施設はIIに該当（他に、学童クラブなどの児童福祉施設、障害者・高齢者福祉施設、集会・地域活動施設、体育施設、各種検診事業など）

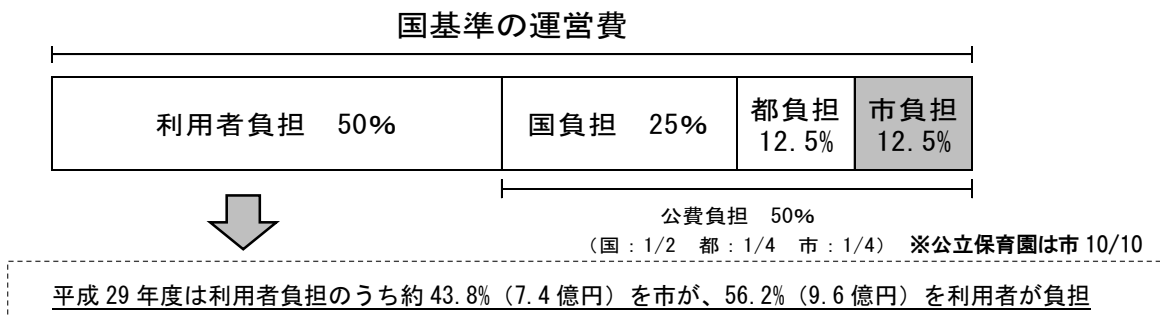
- ・ 原則として、3年に一度見直し検討を行う。
- ・ 改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原則として現行の概ね1.5倍とする。

◆第4次行財政改革大綱地域経営戦略プラン：受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するため、保育料を定期的に見直すものとしている。

4. 保育施設運営の仕組みと利用者負担の現状

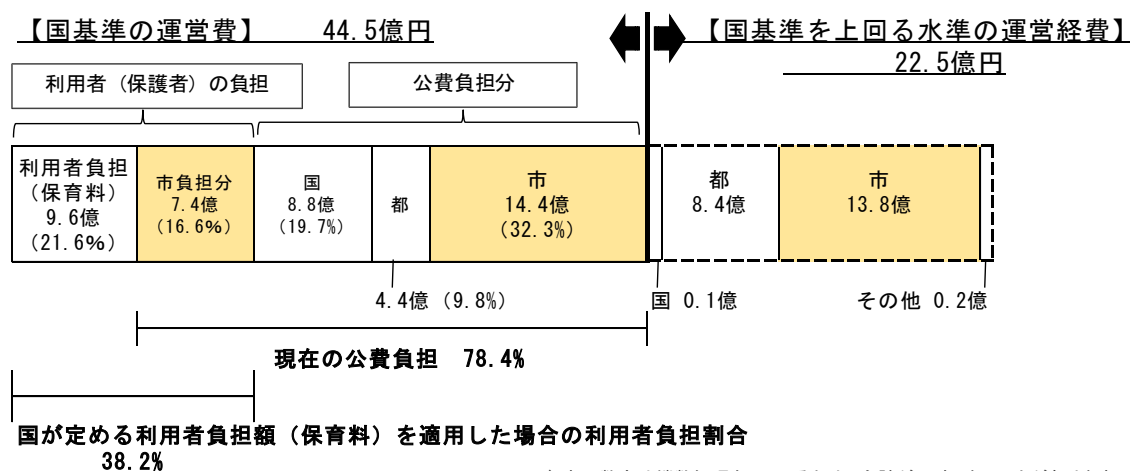
国が想定している利用者負担は、国が定めた保育施設として守るべき基準を維持しながら保育施設を運営するために最低限必要となる経費の約50%を負担するものとなっている。

■保育費用の負担割合の原則



さらに市では国基準を上回る水準の保育を提供しているため、西東京市の保育施設（認可外保育施設を除く）の運営経費の内容を示すと以下のとおりとなる。

■平成29年度決算 保育事業運営経費の負担割合 総額 66.3億円



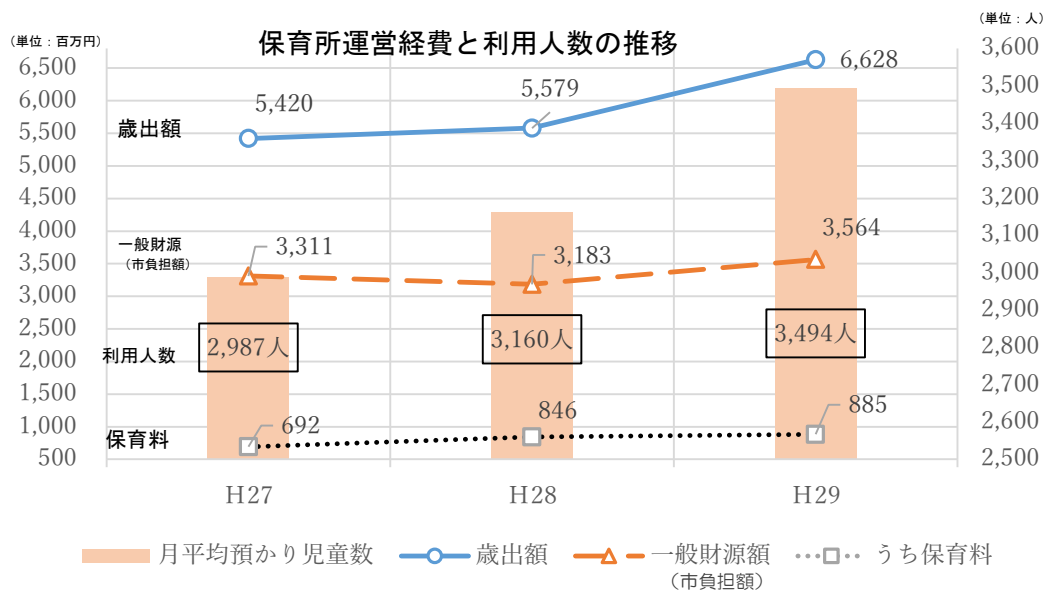
国基準の運営費のうち、現在の利用者負担は21.6%であり、前述の公費負担の方針の最低基準である30%を下回る。保育料を国が定める利用者負担額まで引き上げた場合、利用者負担の割合は38.2%、公費負担は61.8%となり、公費負担の方針（30%～70%）の範囲となる。

■平成29年度決算 入所児童一人あたり年間の費用

入所児童一人あたり費用	約190万円
入所児童一人あたりの保護者負担金 (利用者負担（保育料）)	約27万円
入所児童一人あたりの公費負担額	約165万円

5. 保育園運営経費の市財政への影響

- ・ 保育料改定の増収効果は約 1.3 億円（平成 27 年度対平成 28 年度比）
- ・ 保育所整備による利用人数増加や保育士の処遇改善等により、歳出額と一般財源（市負担額）の支出も大きく増加



6. 幼児教育無償化の影響

- ・ 平成 31 年 10 月より 2 号認定（3 歳以上）及び 3 号認定（3 歳未満）の非課税世帯を無償化（主食費（3 歳以上）及び延長保育料等の実費負担を除く）
- ・ 幼児教育無償化については、負担割合が決定していないため、市の財政に与える影響は不明。

7. 検討課題

- 階層ごとの値上げ幅を一律とするか、階層ごとに値上げ幅を設定するか
- 階層区分の見直しを行うか
- 歳児ごとの料金を設定するか（0 歳児料金の設定）

8. 検討に当たっての留意点

- ・ 見直しの検討対象は 3 号認定（3 歳未満）とする。
- ・ 値上げ幅は 1.5 倍未満とする。